

京都市都市計画の決定等の提案に係る運営規定

(平成16年6月23日当初決定 都市計画局長決定)
(平成18年12月6日改正 都市計画局長決定)
(平成20年3月28日改正 都市計画局長決定)
(平成25年9月2日改正 都市計画局長決定)
(令和3年3月31日改正 都市計画局長決定)
(令和5年1月31日改正 都市計画局長決定)
(令和5年7月18日改正 都市計画局長決定)
(令和7年12月23日改正 都市計画局長決定)

この運営規定は、都市計画法（以下「法」という。）第21条の2の規定による都市計画の決定又は変更をすることの提案（以下「都市計画の決定等の提案」という。）に係る手続について、次のとおり定める。

なお、都市計画の決定等の提案に係る提出書類及び審査事項については、京都市都市計画の提案に関する要領（以下「要領」という。）の規定によるものとする。

第1 提案に係る事務

都市計画の決定等の提案に係る事務は、都市計画局都市企画部都市計画課（以下「都市計画課」という。）が行う。ただし、都市計画課は、都市計画の決定等の提案の内容に関する事務を所管する局の担当課（以下「関係担当課」という。）に協力を求めることができる。

第2 事前相談

- 1 都市計画課は、都市計画の決定等の提案をしようとする者に、都市計画の決定等の提案に係る要件及び手続その他必要な事項を周知するため、事前に相談するよう促すものとする。
- 2 都市計画課と関係担当課は、協力して事前相談に対応する。

第3 提案できる者

次に掲げる者は、都市計画の決定等の提案をすることができる。

- (1) 提案に係る区域内の土地の所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。以下「借地権」という。）を有する者（以下「土地所有者等」という。なお、一人で、又は数人共同して提案することができる。）
- (2) 以下に掲げる組織
 - ア まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的として設立された特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利法人
 - イ 一般社団法人又は一般財団法人その他の営利を目的としない法人
 - ウ 独立行政法人都市再生機構
 - エ 地方住宅供給公社

オ 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第69条第1項の規定により指定された都市緑化支援機構

カ まちづくりの推進に関し経験と知識を有するものとして国土交通省令で定める団体（別表参照）

第4 未成年者等の提案

未成年者、成年被後見人及び被保佐人は、法定代理人の同意を得なければ、都市計画の決定等の提案をすることができない。ただし、未成年者が独立して法律行為をすることができるときは、この限りでない。

第5 都市計画の素案の要件

第3又は第4により提案できる者が行った都市計画の決定等の提案に係る都市計画の素案は、次の各号のすべてに該当するものでなければならない。

- (1) 本市が決定する都市計画であること。
- (2) 一体として整備し、開発し、又は保全すべき土地の区域としてふさわしい、0.5ヘクタール（京都市都市計画の提案に係る規模を定める条例第2条第1項各号に掲げる区域における地区計画については、0.1ヘクタール）以上の一団の土地の区域に係るものであること。
- (3) 都市計画法第13条その他の法令の規定に基づく都市計画に関する基準に適合するものであること。
- (4) 第2号の土地（国又は地方公共団体の所有している土地で公共施設の用に供されているものを除く。以下この条において同じ。）の区域内の土地所有者等の3分の2以上の同意を得ているものであること。
- (5) 前号の同意した者が所有するその区域内の土地の地積と前号の同意した者が有する借地権の目的となっているその区域内の土地の地積の合計が、その区域内の土地の総面積と借地権の目的となっている土地の総面積との合計の3分の2以上であること。

第6 同意を証する書類の署名

要領第2第1項第5号に規定する書類は、同意者の自筆による署名によるものとする。なお、自筆による署名が難しい場合は、記名のうえ、本人確認書類の写しを添付することとする。また、法人又は団体の場合は、代表者印を記名押印のうえ、印鑑登録証明書等を添付することとする。

第7 補正

次に掲げる場合は、市長は相当の期間を指定して、都市計画の決定等の提案をする者に補正を求めることができる。

- (1) 都市計画の決定等の提案をしようとする者が、第4に規定する同意を得ていない者であるとき。
- (2) 都市計画の決定等の提案に係る都市計画の素案が、第5の規定を満たさないとき。
- (3) 要領第2第1項の規定で定める提出書類（第6の規定を含む。）に不備があるとき。

第8 提案の却下

- 1 第7の規定により補正を求めた者が、第7の規定により指定した期間内にその補正をしないときは、市長はその都市計画の決定等の提案を却下することができる。
- 2 前項の規定により却下しようとするときは、都市計画の決定等の提案をする者に対し、その旨を通知しなければならない。

第9 不適法な提案の却下

- 1 第3の規定を満たさない者による都市計画の決定等の提案であると市長が認めるときは、市長はその提案を却下するものとする。
- 2 前項の規定により却下しようとするときは、都市計画の決定等の提案をする者に対し、その旨及び理由を通知しなければならない。

第10 提案に係る都市計画の素案の修正

都市計画の決定等の提案をする者による都市計画の素案の修正は、第7に規定する補正期間内に行う場合を除き、軽微な変更と認められるもののほかは行うことができない。

第11 提案の取下げ

都市計画の決定等の提案をする者は、第15第2項に規定する通知がされるまでは、いつでも都市計画の決定等の提案を取り下げることができる。

第12 事前審査

- 1 都市計画課は、第8及び第9により却下するものを除く都市計画の決定等の提案（以下「計画提案」という。）の写しを関係担当課に送付する。
- 2 都市計画課及び関係担当課は、計画提案を踏まえた都市計画（計画提案に係る都市計画の素案の内容の全部又は一部を実現することとなる都市計画をいう。以下同じ。）の決定又は変更をする必要があるかどうか、要領第3第1項各号に掲げる事項について事前に審査し、事前審査報告書を作成する。

第13 審査協議会による審査

審査協議会は、要領第3の規定により、計画提案を踏まえた都市計画の決定又は変更について、事前審査報告書を基に審査する。

第14 市長による判断

市長は、第13による審査結果を踏まえ、計画提案を踏まえた都市計画の決定又は変更をする必要があると認めるかどうか判断する。

第15 計画提案を踏まえた都市計画の決定等をする場合の取扱い

- 1 第14により計画提案を踏まえた都市計画の決定又は変更をする必要があると認めるときは、都市計画課と関係担当課が協力して都市計画の内容となるべき事項（以下「都市計画の原案」という。）を作成する。
- 2 前項の都市計画の原案を作成したときは、遅滞なく、その旨を当該計画提案をする者に通知する。

- 3 前項の都市計画は、本市が定める都市計画として法を適用する。この場合において、都市計画審議会に付議しようとするときは、当該都市計画の案に併せて、当該計画提案に係る都市計画の素案を提出しなければならない。

第16 計画提案を踏まえた都市計画の決定等をしない場合の取扱い

- 1 第14により計画提案を踏まえた都市計画の決定又は変更をする必要がないと判断したときは、判断の旨及びその理由について当該計画提案に係る都市計画の素案を提出して都市計画審議会に意見を聴かなければならない。
- 2 都市計画審議会での意見が、計画提案を踏まえた都市計画の決定又は変更をする必要がないとする本市の判断を妥当とした場合、市長は判断の旨及びその理由を、当該計画提案を提出したものに通知しなければならない。
- 3 都市計画審議会の意見が、計画提案を踏まえた都市計画の決定又は変更をする必要がないとする本市の判断を妥当でないとした場合、再度「第12 事前審査」以降の手続を当該審議会での意見を踏まえて行うこととする。

附 則

この規定は、決定の日から施行する。

附 則

この規定は、令和8年1月1日から施行する。

別表（第3第2号関係）

まちづくりの推進に関し経験と知識を有するものとして国土交通省令で定める団体とは、以下に掲げる要件1及び2のいずれにも該当するものをいう。

- 1 以下のいずれかに該当する団体であること。
 - ・ 過去10年間に法第29条第1項の規定による許可を受けて開発行為（開発区域の面積が0.5ヘクタール以上のものに限る。）を行った実績があること。
 - ・ 過去10年間に法第29条第1項第4号から第9号までに掲げる開発行為（開発区域の面積が0.5ヘクタール以上のものに限る。）を行った実績があること。
- 2 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、以下のいずれかに該当する者がいない団体であること。
 - ・ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - ・ 法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。同法第32条の3第7項の規定を除く。）に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - ・ 精神の機能の障害により計画提案を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者